

名桜大学博士（国際地域文化）学位授与に関する取扱要項

（令和元年10月11日制定）

（趣旨）

第1条 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）（以下「研究科」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、名桜大学大学院学則、名桜大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（事前審査）

第2条 博士（国際地域文化）の学位を申請する者は、学位規則第5条第2項の規定する博士論文の提出に先立ち、事前審査を受けなければならない。

（事前審査の申請資格）

第3条 事前審査を申請することができる者は、研究科規程第11条第3項に規定する要件を満たした者とする。

（事前審査の申請書類等）

第4条 事前審査を申請する者（以下「事前審査申請者」という。）は、指導教員の承認を得て次の掲げる書類等を国際文化研究科長（博士後期課程）（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 博士論文事前審査申請書（所定の様式） 1部
- (2) 学位請求論文概要（A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度） 4部

（ただし、上級准教授又は名桜大学大学内の他研究科（以下「他研究科」という。）の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。）

（ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。）

- (3) 履歴書 4部

（ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。）

（ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。）

- (4) 研究業績書 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。)

(事前審査の申請時期)

第5条 事前審査の申請時期は、原則として博士論文を提出する年度の6月とする。

(事前審査委員会)

第6条 研究科長は、事前審査の申請があったときは、当該論文が博士論文審査に値するか否かを審査するため、事前審査委員会を組織する。

2 事前審査委員会の委員は、事前審査申請者ごとに次に定めるところにより構成する。

(1) 指導教員を含む2名以上のマル合教員及び1名の他大学等の大学院又は研究所等(以下「他機関」という。)教員等とする。なお、事前審査委員に上級准教授が入る場合は、指導教員を含む2名以上のマル合教員及び他機関教員等1名のほか、当該上級准教授とする。

(2) 必要があるときは、前号の教員のほか、名桜大学内の他研究科の教員等を加えることができる。

(3) 事前審査委員会の委員は、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者とする。

3 前項の事前審査委員は、研究科長からの事前審査委員候補者の推薦に基づき、博士後期課程委員会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

4 事前審査委員会に、次に掲げる者をおく。

(1) 主査1名(マル合教員)

(2) 副査2名(マル合教員1名及び他機関教員等1名。ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員に入る場合は、副査を3名とし、上級准教授及び他研究科の教員等が入る場合は、4名とする。)

5 事前審査委員主査は、事前審査委員会の業務を統括する。

(事前審査の結果の通知)

第7条 研究科長は、事前審査の結果を当該事前審査申請者に通知する。

(博士論文審査の申請)

第8条 事前審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた事前審査申請者は、3か月以内に博士論文審査の申請を行わなければならない

い。

(審査の申請書類等)

第9条 博士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、指導教員の承認を得て、次の掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

(1) 博士論文審査申請書(所定の様式) 1部

(2) 学位請求論文申請書 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は6部とする。)

(3) 学位請求論文本文1編(A4判横書きとし、和文又は英文) 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は6部とする。)

(4) 学位請求論文の要旨(電子媒体及び紙媒体) 1部

(博士論文の提出時期)

第10条 博士論文の提出時期は、修了予定年度の9月から10月の所定の期間とする。

(審査の付託)

第11条 研究科長は、博士論文の申請があったときは、学位規則第9条に基づき国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会(以下「博士後期課程委員会」という。)に審査を付託する。

(学位審査委員会)

第12条 博士後期課程委員会は、前条により審査を付託されたときは、申請者ごとに次の各号に定めるところによる委員(以下「審査委員」という。)で構成する博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を組織する。

(1) 指導教員を含む2名以上のマル合教員及び1名の他大学等の大学院又は他機関教員等とする。なお、審査委員に上級准教授が入る場合は、指導教員を含む2名以上のマル合教員及び他機関教員等1名のほか当該上級准教授とする。

(2) 必要があるときは、前号の教員のほかに、他研究科の教員等を加えることができる。

(3) 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者とする。

2 前項の審査委員は、研究科長からの審査委員候補者の推薦に基づき、博士後期課程委員会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

3 審査委員会に、次に掲げる者をおく。

(1) 主査1名（指導教員以外のマル合教員）

(2) 副査2名（指導教員1名及び他機関教員等1名。ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が審査委員会に入る場合は、副査を3名とし、上級准教授及び他研究科の教員等が入る場合は4名とする。）

4 審査委員主査は、審査委員会の業務を統括する。

（博士論文の最終試験（公開）及び審査員との質疑応答）

第13条 博士論文審査において、審査委員会は、審査委員との質疑応答を含む博士論文の最終試験（公開）を開催すること。

2 審査委員主査は、博士論文の最終発表（公開）の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、研究科及び教室等に掲示をもって公示すること。

（博士論文審査等の実施）

第14条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を実施する。

2 審査委員主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知する。

3 最終試験は、博士論文の内容を中心として関連のある科目についても口頭により行う。

（博士論文審査結果等の審議）

第15条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

（博士論文審査結果の報告）

第16条 審査委員会は、最終試験終了後から原則として2週間以内に、審査結果を次の掲げる書類により研究科長に報告しなければならない。

(1) 論文審査結果の要旨（別紙様式第1号及びその電子データ）

(2) 論文審査の結果（別紙様式第2号）

(3) 最終試験の結果（別紙様式第3号）

2 研究科長は、審査委員会の報告を博士後期課程委員会に諮り、最終試

験の合否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(学位授与の判定)

第17条 大学院委員会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき、申請者に学位を授与すべきか否かを判定する。

2 前項の判定は、大学院委員会の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文（以下「論文の全文」という。）を公表するものとし、公表用の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したもの（以下「論文の要約」という。）を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

(補則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が定める。

(改廃)

第20条 この要項の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この要項は、令和元年10月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

論文審査結果の要旨

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）

申請者氏名：

指導教員：

審査委員（主査）：

印

審査委員（副査）：

審査委員（副査）：

【要旨】

最終試験の結果

国際文化研究科国際地域文化専攻 (博士後期課程)

論文提出者氏名				
論文審査委員	主 査		副 査	
	副 査			
学位論文題目				
〈最終試験の結果〉				
最終試験の合否	合 格 ・ 不 合 格		審査日	
指導教員				印